

5. 補助対象外事業

- 以下に該当する事業は補助対象になりません。補助金交付候補者として採択された場合であっても、交付審査において以下に該当すると判明した場合には、採択取消となりますのでご注意ください。

補助対象外事業の例①

- ① 具体的な事業再構築の実施の大半を他社に外注又は委託し、企画だけを行う事業
- ② グループ会社が既に実施している事業を実施するなど、再構築事業の内容が、容易に実施可能である事業
- ③ 不動産賃貸、駐車場経営、暗号資産のマイニング等、実質的な労働を伴わない事業又は専ら資産運用的性格の強い事業
- ④ 建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業（中小企業等とリース会社共同申請を行い、リース会社が機械装置又はシステムを購入する場合は、これに当たりません。）
- ⑤ 農業を行う事業者が単に別の作物を作る、飲食店が新しく漁業を始めるなど、新たに取り組む事業が1次産業（農業、林業、漁業）である事業

※例えば農業に取り組む事業者が、農作物の加工や農作物を用いた料理の提供を行う場合など、2次又は3次産業分野に取り組む場合に必要な経費は、補助対象となります。2次又は3次産業に取り組む場合であっても、加工や料理提供の材料である農作物の生産自体に必要な経費は、補助対象外となります。

- ⑥ 主として従業員の解雇を通じて付加価値額要件を達成させるような事業
- ⑦ 公序良俗に反する事業
- ⑧ 法令に違反する及び違反する恐れがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業

5. 補助対象外事業

補助対象外事業の例②

- ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業
- ※申請時に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業を実施している中小企業等であっても、当該事業を停止して新たな事業を行う場合は、支援対象となります。
- ⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある中小企業等又はリース会社による事業
- ⑪重複案件
 - ・同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っている事業
 - ・テーマや事業内容から判断し、（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）と同一又は類似内容の事業
 - ※ただし、厚生労働省の産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）との併用は可能。
 - ・厚生労働省ホームページ：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_roudou/sankokinjigyouisaikouchiku.html
- ・他の法人・事業者と同一又は類似内容の事業
- ※他の法人・事業者と同一又は酷似した内容の事業を故意又は重過失により申請した場合、次回以降の公募への申請ができなくなりますので、十分ご注意ください。
- ⑫申請時に虚偽の内容を含む事業
- ⑬その他制度趣旨・本公募要領にそぐわない事業